

令和7年度第2回（第70回） 外務省契約監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	令和7年7月8日（火） 於：外務省南396号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	0/14 件	審査対象： 令和6年度第4四半期 リモート開催
一般競争方式（上記以外）	1/76 件	
指名競争方式	1/2 件	
企画競争に基づく随意契約方式	0/6 件	
公募に基づく随意契約方式	0/0 件	
その他の随意契約方式	8/69 件	
合計	167 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より「『令和6年度外務省調達改善計画』年度末に係る自己評価」について報告をし、各委員より了解を得られた。	

委員	外務省
<p>1 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5 抽出案件の審議</p> <p>②-45：大阪・関西万博2025ピンバッジの購入</p> <p>○ 一者応札の理由如何。</p> <p>○ ライセンスを有する事業者は複数者存在するのか。また、他省庁でも同様に大阪・関西万博関連グッズを調達していると思料するが、他省庁では本契約事業者とは異なる事業者と契約しているのか。</p> <p>○ 契約関係書類を拝見すると発売元メーカーが指定されているが、発売元メーカーと直接契約することができなかった理由如何。発売元メーカーが決まっているのであれば、直接契約することでより安価に調達することができたのではないかと思料する。また、同じ発売元メーカーからの調達であれば、複数の流通事業者から応札があった場合でも同じ契約金額になることが考えられるため、競争入札にする必要性についても説明いただきたい。</p> <p>○ 原産国が中国ということはピンバッジ自体に記載があるのか。</p>	<p>● 本案件で調達する大阪・関西万博関連グッズは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会を通じたライセンス保持者のみが販売可能なため取り扱い可能な事業者が限られており、また、参考見積りの提出があった他事業者に入札不参加理由を聴取したところ、営業努力等で値引きが難しく他事業者との価格競争が困難であったとの回答を受けた。</p> <p>● ライセンスを有する事業者は複数者存在し、外務省と同様に他省庁においても大阪・関西万博関連グッズを関係者へのPR配布目的で調達していると思料する。他省庁がどの事業者と契約しているのか全て把握してはいないが、特定の一者のみとすべての契約をしているわけではないと思料する。</p> <p>● 発売元メーカーである事業者は本ピンバッジを製造し、ライセンスを保持するEXPO2025オフィシャルショップに販売しており、一般への直接販売はしておらず、本バッジはEXPO2025オフィシャルショップからのみ購入可能となる。また、本案件については、入札前に各ライセンス保持者に価格競争が働かない根拠資料（出精値引き等を禁止する通知等）があるか確認したものの存在しなかったため、一般競争入札の手続きを行った。</p> <p>● 然り。素材や、値段が併せ記載され、ライセンスシールも添付されている。</p>

委員	外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案件で一括して調達したグッズを各在外公館にどのように送付しているのか。</li> <li>○ 大阪・関西万博の公式キャラクターについては特殊なキャラクターと思料するが、何を表しているのか等を説明するマニュアルはあるのか。</li> <li>○ 万博のPRグッズは今回調達したピンバッジの他に、ペンやポスター等様々な広報グッズがあると思うが、ピンバッジを選定するにあたり、調査やアンケートは実施したのか。</li> <li>○ 契約関係書類に発売元メーカーが記載されているが、ライセンスにより当該事業者のみしか製造することができないことから、発売元メーカーを指定したのか。</li> <li>○ この発売元メーカーは国際万博博覧会協会から情報を得て特定したということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外務本省から外交荷物として各在外公館に本契約のPRグッズを発送している。個数については、各在外公館の規模に応じて調整しているが、平均して約100個を47の在外公館に配布している。</li> <li>● 大阪・関西万博をPRすることを、外務本省から各在外公館に指示しており、その中で、大阪・関西万博のテーマと共に、公式キャラクターがシンボルとして意図するものについても説明するよう、また、より詳しく知りたい方には万博のホームページを案内するよう指示をしている。</li> <li>● 外務省では前年度以前には他のPRグッズの調達を行ったが、今回は以前と同じグッズではなくピンバッジを選定した。これは各国の賓客を日本にお迎えする際や在外公館の大使や総領事が相手国政府高官と会う際に自身が身につけ、同じグッズを実際にお渡しすることにより、PR効果があるのではないかという観点から今回はピンバッジを選定した。</li> <li>● 然り。</li> <li>● 然り。</li> </ul>
<p><b>⑥-38：「2025年大阪・関西万博設宴運営」業務委嘱</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 随意契約の理由について資料を確認すると、万博の迎賓館運營業務は、国際万博博覧会協会が本契約事業者と契約しているため、外務省においても本契約事業者以外と契約することができないということだが、国際万博博覧会協会が受託者を選定する段階で、外務省の条件をインプットする機会があったのか。</li> <li>○ 本案件は発注の頻度が高く、人数が直前まで確定しない状況とのことだが、現在まで約半分の日程が経過した中で、実際に何回開催され、契約金額と実績において、当初の想定と相違なく実施できているのか。</li> <li>○ 午餐会と晚餐会は和食主体か、または洋食主体か。また、各単価には飲み物代も含まれているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 迎賓館の運營業務は公募型プロポーザル方式で公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が受託者を選定しているが、その際に外務省員も1名、選定委員会の委員として参加した。迎賓館の運営は、外国の賓客に対する接遇を行う事業のため、単価についてのみではなく、外交的な接遇を問題なく行える事業者かという観点から選定に参加した。</li> <li>● ナショナルデーや午餐会、晚餐会の予定がキャンセルとなった国はほとんどなく、4月及び5月の実績では38件（午餐会30件、晚餐会8件）実施しており、現在のところ件数や人数については当初の想定どおりであり、予算を大きく超えることなく順調に進んでいる。</li> <li>● 基本的には相手国の賓客の嗜好に合わせ和食、洋食、折衷を提示している。実績では和食より和洋折衷の方が多い。また、国によっては宗教上の禁忌や、菜食主義の方、アレルギーなどがあるため、1人1人に合った食事を楽しんでもらうよう努めている。なお、飲み物は各単価に含まれている。</li> </ul>

委員	外務省
<p>○ 1回あたり原則最大30名（日本側15名、相手側15名）とあるが、人選についてはどのタイミングで把握されるのか。</p> <p>○ ナショナルデーの日程は現段階でほぼ決定しており、個人名は特定できなくとも来日する国は判明しているのか。</p> <p>○ 資料の調達方式に、随意契約（特命随意契約）とあり、本件設宴の初日は令和7年4月14日となっているため、十分な設宴準備期間確保のため、令和7年度予算成立を待たず令和6年度内に契約締結する必要があった。そのため、令和6年度補正にて、令和7年度当初予算（要求中）のうち約25億円に対してゼロ国債を取得したと記載があるが、この25億円の中に本案件の契約金額は含まれているのか。</p> <p>○ 午餐会や晚餐会の金額について、本契約事業者が普段提供しているサービスや、他事業者の金額と比較して妥当かどうかの確認や価格交渉などはされたのか。</p>	<p>● 相手国一行に関する情報は、来日するタイミングで相手国政府から現地の日本大使館に通知されるか、各国の在京大使館から外務本省に通知されることが多く、どちらかの外交ルートを通じて相手国の参加者が判明する。日本側の人選については、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が外務省や関係省庁、大阪府等と協議をし、その国にゆかりのある方を広くリストアップした上で招待している。具体的には、2025年日本国際博覧会担当羽田政府代表や、相手国の賓客のレベルに応じ、外務省の副大臣や政務官、万博担当大臣などが日本政府の代表として出席する。また、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会を代表し、事務総長、副事務総長、または儀典長に加え、大阪府を代表し、知事や副知事が出席されているが関西においてその国とゆかりのある企業や、その国で大きな貢献をされた民間の方なども広くリストアップし、お声掛けをしている。</p> <p>● 然り。</p> <p>● 然り。</p> <p>● 然り。東京で外務大臣が各国の要人を接遇する際や外相会談を行う際に提供する料理、サービスの価格等を比較した上で妥当な金額であると判断した。</p>
<p><b>⑥-68：「旅券冊子等製造及び集中作成」業務委嘱</b></p> <p>○ 本件業務は本契約事業者と継続して契約をしていると思料するが、契約は年度毎か、または数年度毎に行っているのか。</p> <p>○ 契約金額の経年変化如何。</p>	<p>● 偽造変造の防止といった信頼性確保の観点から、これまで継続的に本契約事業者と契約をしており、1年度毎に契約を行っている。</p> <p>● 単価と数量については毎年度内容を精査し、仕様に沿った形で単価契約をしている。今回2025旅券を導入する際には、印刷機、仕分け機といった大型の作成機械を10年単位で導入するため、10年間で割った減価償却費が上乘せとなっており、それが契約金額の差となっている。</p>

委員	外務省
<p>○ 本案件の契約期間は令和7年3月24日から令和8年度末までと、年度を跨いだ契約となっているが、国庫債務負担行為の手続きを取っているのか。 また、旅券発給の際に申請者が支払う手数料で、旅券の作成費用をどの程度賄えているのか。旅券の作成コストが上昇すると、それに伴い申請手数料も上げる必要があると思料するが、収支計算はされているのか。</p> <p>○ 予定価格について資料を拝見すると「見積書を精査したところ適当と判断されるため、本契約事業者の見積額を採用した」とあるが、見積書自体には細かい情報が記載されていないが、内訳は精査されているのか。</p> <p>○ 一般管理費が約18%弱となっているが、どのように決めたのか。</p>	<p>● 2025旅券の導入にあたり、当初令和6年度予算において、blank冊子の作成費として10万冊分を計上していたが、申請数の波を考慮し、年度末にblank冊子が枯渇しないよう、令和6年度補正予算にて120万冊の作成費を計上した。他方、補正予算が承認された後、様々な運用試験や検査等実施の結果、令和6年度内に120万冊の製造が困難であることを確認した。そのため、予算自体を翌債という形で令和7年度に回すことで、令和8年3月末までの期間で契約を締結した。旅券の作成コストは仕様によって変動するが、手数料には、海外の在留邦人や海外に渡航されている方々の邦人援護に係る経費も含まれている。料金設定については、海外との比較等、様々な形で調査をしているが、現在に至るまで10年冊子約1万6千円、5年冊子約1万1千円という申請手数料を維持している。</p> <p>● 然り。減価償却に係る部分や、材料費、労務費、人件費、また材料費等も本契約事業者から提示された数字を全て細かく精査している。</p> <p>● 本契約事業者が行っている他業務、また、他事業者の平均値が約20%という点を考慮しながら、本契約事業者と交渉の上で決定した。</p>
<p><b>③-2：「在パラグアイ日本国大使館新営工事に係る工事監理」業務委嘱</b></p> <p>○ 落札率が64%となっており経費を抑えられた印象だが、この結果をどう分析しているか。</p> <p>○ 契約関係書類を拝見すると、設計図面は外交上の秘に該当するため、一般競争入札ではなく指名競争入札を採用したとのことだが、一般競争入札との違いを具体的に教えていただきたい。</p> <p>○ 格付けは常時見直しているリストがあるのか。また外務省だけではなく各省庁全体で使用しているものなのか。</p>	<p>● 落札率について内容を精査したところ、出張経費及び消費税を除いた業務費が、他の二者と比較し約1/2ほどとなっており、この部分が他事業者と開いた原因だと分析している。</p> <p>● 一般競争入札では図面等を広く応札事業者に開示することになるため、それを避けるため指名競争入札を採用した。指名競争入札は、外務省の競争入札参加資格を有する事業者のうち、格付けAまたはBに該当する事業者に対してのみ入札参加意向の確認をし、参加意向があった事業者に対してのみ必要な工事の図面等を提示し入札を実施した。</p> <p>● 役務提供については全省庁統一で審査をしているという認識であるが、工事については各省毎の審査・登録となる。事業者の規模や官公庁での工事の受注実績などを踏まえ当省の会計課でランク付けを実施しており、当該リストに基づいて事業者に声をかけている。</p>

委員	外務省
<p><b>⑥-69：「在パラグアイ日本国大使館新営工事」業務委嘱</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本契約事業者は在外公館の工事について実績のある事業者なのか。</li> <li>○ 再度入札の結果、落札者がいなかったため不落随契になったということだが、状況をご説明いただきたい。</li> <li>○ 日本では一般的に資材価格や人件費等の高騰により、予定していた金額での工事が難しくなる傾向があるが、パラグアイでの建設事情は日本と違いはあるのか。</li> <li>○ 一義的には施工管理会社がきちんと対応していくが、外務省としても注意を要する必要があるということか。</li> <li>○ 実際の施工は本契約事業者のみでできるのか。仮に再委託する場合には再委託先が扱う設計図などの秘密情報につき、契約上で制限しているのか。</li> <li>○ 支払いのタイミング如何。</li> <li>○ 民間の建設工事の場合には、おそらく年度毎の支払いがなく、本件は特殊な支払い方法だと思うが、契約関係書類に支払いについて記載はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本契約事業者は外務省の格付けにおいて、最優良であるAランクで登録されている事業者である。在外公館の建設に関してはまだ実績がないが、中米では在外公館以外の施設において実績がある。</li> <li>● 本案件は10月に第1回目の入札を実施した結果、不落となった。その後、2月に第2回目の入札を実施したところ、事業者からの入札額が、外務省の入札基準価格内に収まらなかったため不落となった。原因は経費の二重計上や積算の必要がない消費税を計上していたことが判明し、それを修正することで入札基準価格内に収まり、随意契約を行った。</li> <li>● 日本とは大きく異なり、現地で施工する職人の気質の問題や、また、現在本案件に先立ち、借り上げ事務所への移転作業も行っているが、作業がスケジュールどおりに進まないところがあるため、きちんと管理していく必要がある。</li> <li>● 然り。その点も踏まえ、外務省の営繕担当職員が2名現地に常駐し、現場の監理・監督を行い、遅滞なく作業が進むよう注意している。</li> <li>● ご指摘のとおり、図面の取り扱いなどきちんと管理するように求めている。なお、保秘、警備にかかるような図面は別図面にして取り扱い、広く事業者の目に触れないよう配慮している。</li> <li>● 支払いのタイミングは3種類あり、1つ目の前払いは、年度ごとに事業者からの請求を受け前年度の出来高完了時に支払う、2つ目が部分払いとなり、その時点での出来高に応じて前払い分を控除した上で支払う。最後が最終払いで、部分払いと前払いを除いた金額を竣工時に支払う。</li> <li>● 入札説明書の支払い条件という項目に記載している。民間では着工時に1/3、棟上げ時に1/3、竣工時に1/3が標準的と思料するが、本案件の場合はこのような形で支払いをしている。</li> </ul>
<p><b>⑥-30：「生成AI活用の本番環境における運用に係る追加」業務委嘱</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約案件名のみを拝見すると、なぜ随意契約なのか疑問に感じたが、説明や資料を確認し、これまで省内の一部で行っていた運用を外務省内全体に展開するため、引き続き本契約事業者へ依頼する必要があると理解した。見積書の内容等をデジタル統括アドバイザーやCISO補佐官に確認したとのことだが、CISO補佐官等からは密なアドバイスがあったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デジタル統括アドバイザー等は様々なケースを経験しており、これまでの単価の相場観や工数、利用者数に対しての金額等、また、必要最低限の作業量になっているか、必要な業務内容かという観点からも比較し、全体的なアドバイスを受けている。</li> </ul>

委員	外務省
<p>○ 契約関係書類を拝見すると、契約日が令和7年2月4日であり、同日から利用開始することになっているが、契約日からすぐに利用が可能なのか。</p> <p><b>⑥-8：「会計手続システムのOSS化等の調査・検討・検証作業」業務委嘱</b></p> <p>○ 今回の審議対象案件のうち、会計手続システムに係る4案件（本案件及び以下3件）は全て本契約事業者と随意契約をしているがその理由如何。また、4案件とも本契約事業者と契約することで経費削減に繋がっているのか。</p> <p>○ 現行のソフトウェアを継続使用する場合よりも、本システムをOSS化の方が本案件の調査・検証作業に係る経費を含めても結果として経費削減に繋がるのか。</p> <p>○ 本契約案件はOSS化が困難である可能性も見据えての調査か。あるいは、OSS化が可能という見込みは、本案件とは別の検討などがあったのか。</p> <p>○ 決裁関係書類には契約概要の説明箇所にオンプレミスからのクラウド化や、オープンソース化、本システムの基盤のリプレイス等について触れられているが、本件業務の原因は何か。また、実際のOSS化作業や、今後発生する関連作業についても本契約事業者と継続的に契約する予定なのか。</p> <p>○ 現在の業務フローにソフトを合わせるのではなく、システムやソフトに合わせて業務フロー自体を見直すことにより、他事業者の参入の可能性や経費削減が考えられるとも考えられるが、そのような検討はされているのか。</p> <p>○ 会計手続システムのOSS化は他省庁でも実施しているのか。</p> <p>○ 外務省は勤務形態が特殊なため、固有システムとして会計手続システムが必要という理解か。</p>	<p>● 本案件は、年度当初から環境構築を行っていた事業者からのリクエスト回数の追加購入であるため、指定した契約開始日から利用が可能であった。</p> <p>● 本案件のOSS（オープンソースソフトウェア）化に関する調査については、現行の会計手続システムの詳細を熟知した上で、OSS化にあたり生じる影響等を理解し業務を遂行する必要があることから、現行の会計手続システムの構築事業者である本契約事業者へ依頼せざるを得ない。また、随意契約の理由は、4案件いずれも同様である。なお、案件同士でプログラムの調査対象や修正箇所が重複する部分は作業を圧縮することで経費削減を図っている。</p> <p>● 現行のソフトウェアのライセンス価格が今後上昇することが判明しており、試算した結果OSS化の方が削減効果が出るが見込まれたため、OSS化を図っていく必要があると判断し、本作業を行うこととした。</p> <p>● OSS化自体は技術的に可能なため、困難であることは想定していない。本案件はその対象範囲が本システムの中でどこまで影響が及ぶのかを事前調査として行うものである。</p> <p>● 本件業務は、ライセンスコストの増加が一義的な原因である。本契約事業者は本システムの構築事業者であるため、同システムの構成や詳細を熟知しており、仮に本契約事業者以外と契約する場合、引継ぎ作業に係る経費等が発生することから、経済性・合理性の観点からも本契約事業者と契約することが適当であると考え。他方、今後、軽微な作業や個別に切り出して対応できる作業については、他事業者の参入が可能かどうかを含めて検討していく。</p> <p>● 業務フローの見直しによりシステムの開発費等を削減できるのかについては、今後システムの世代交代の際に、システムの構成等を踏まえた妥当性、業務合理化の余地につきコンサルタントを活用することも含めて検討しており、本契約事業者以外の参入可能性についても、長期的に見直しを検討していく所存である。いずれにせよ、あらゆるシステム関連契約について、業務フローの見直しによる経費削減の可能性を不断に検討していくことは不可欠と認識。</p> <p>● 会計手続システムは外務省固有のシステムである。</p> <p>● 然り。外務省では外国送金業務や在外公館での経理等、外務省独自の執行があり、省庁共通のシステムのみでは運用出来ない部分があるためである。</p>

委員	外務省
<p>⑥-9：「会計手続システムにおけるミドルウェア（ETLミドルウェア）の変更作業」業務委嘱</p> <p>⑥-10：「会計手続システムにおけるミドルウェア（帳票ミドルウェア）の変更作業」業務委嘱</p> <p>（上記2件はまとめて質疑応答が行われたが、特段の質問等はなかった。）</p> <p>⑥-21：「会計手続システムにおける外貨建て支給の合理化のためのシステム改善調査作業」業務委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在外公館に勤務する職員の手当は一律外貨支給か、あるいは職員の希望により邦貨支給が可能なのか。また、外貨はドルやユーロなどの主要通貨か、現地通貨か、あるいは職員が選択できるのか。合わせてそれぞれの支給通貨の割合も教えていただきたい。</li> <li>○ 必ずしもその国の現地通貨で支給するのではなく、地域等によりドルやユーロでの支給となるのか。</li> <li>○ 本案件はシステム改善調査であるが、改善作業自体も本契約事業者と契約するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に基づき、在勤手当は一律外貨にて支給されることとなっている。支払通貨は公館ごとに設定されているため、職員個人が選択することはできない。具体的な割合は把握していないが、大半の公館において米ドル又はユーロによる支給が行われていると承知している。</li> <li>● 然り。現地の生活実態や兌換性を考慮した上で支払い通貨が決定されているものと理解している。</li> <li>● 本システムを理解した上で、外貨を適切に取り扱えるよう検討するにはシステムの構築事業者以外では技術的に困難であることから、本契約事業者と契約することになると見込んでいる。</li> </ul>